

## 真言と曼荼羅

宮坂宥勝

### 〔問題の所在〕

『大疏』に、真言はサンスクリット語では漫怛羅 (mantra) という、とある。

宗祖弘法大師は、諸撰述中で真言の語義説明に当つて、しばしばいの一文を援引している。その際、『大疏』のところに真言を漫怛羅とする場合と、他方、真言を曼荼羅とする場合とがある。後者については曼荼羅はmantraの音写語とする見解と、曼荼羅ではなく『大疏』のとおりに漫怛羅とすべきだという訂正説とがある。

真言を（サンスクリット語で表すときは）曼荼羅であるといふのは是か否かは、古来、五智山の疊寂を除いては、ほとんど問われることがなかつた。

この問題に関して、かつて芙蓉良順先生が発表された「真言について」という論文では、真言を曼荼羅とするのを是認する見解が示されている。しかし、その後発表された宗祖撰述に関するものなどをみると、この問題はまだ解決をみていないように思われる。そこで、この問題の再検討を試みたのが、本論である。

『大疏』に、次の文言がある。

「入真言門住心品者。梵本具有二題。初云脩真言行品。次云入真言門住心品者。竊謂入住之義以兼行語。故離煩文但著其一。真言梵曰漫怛羅。即是真語如語不妄不異之音。龍樹釈論。謂之秘密号。旧釈云呪。非正翻也。<sup>(1)</sup>」

右の、「真言者梵曰漫怛羅云々」の一節は、宗祖の諸撰述に屢々引用もしくは援引されている。また、真偽未定の撰述あるいは偽書のなかにも幾度か認められる。特に『大日經疏』の抜書である『大日經疏要文記』の二箇所には、明らかに真言は梵語では漫怛羅である云々と、原文のとおりに引用する。<sup>(2)</sup>

然るに、『声字実相義』と『秘密曼荼羅十住心論』には、表現に若干の相違はあるものの、真言は梵語によると曼荼羅という、とある。

すなわち『声字実相義』には次のように説く。

若約「堅淺深枳」。則九界妄也。仏界文字真実。故經云「真語者實語者如語者不誑語者不異語者」。此五種言。梵(語)云「曼荼羅」。

此一言中具五種別。故龍樹名「秘密語」。此秘密語則名「真言」也。訳者取五中一種翻耳。此真言詮「何物」。能呼「諸法實相」。不謬不妄。故名「真言」。其真言云「何呼」。諸法名。雖云「真言無量差別」。極「彼根源」不出「大日尊海印三昧王真言」。

彼真言王云何。金剛頂及大日經所說字輪字母等是也。彼字母者梵書阿字等乃至呵字等是也。此阿字等則法身如來一  
一名字密號也。乃至天龍鬼等亦具此名。名之根本法身為「根源」。從彼流出稍轉為「世流布言」而已。若知「實義」則  
名「真言」。不知「根源」名「妄語」。妄語則長夜受苦。真言則拔苦與樂。譬如「藥毒迷悟損益不同」。<sup>(4)</sup>

これによると、羅什訳『金剛般若經』所説の五種言説を引用し、それらを梵語で曼荼羅であるとして、この曼荼羅の一語に五種言説の差別があるので、龍樹は（五種言説を）秘密語といい、秘密語を真言と名づけるとあつて、『大日經疏』の前掲の一文を踏まえながらも、独自の知見が示される。そして、以下、諸法実相にからめて真言とは具体的には諸經に説く字輪・字母などである云々とある。

### 『十住心論』にいう。

一々諸尊各具「四種曼荼羅」。仏部即身密。法部即語密。金剛部即心密。謂真言者且就<sup>(5)</sup>語密得<sup>(6)</sup>名。若具拠<sup>(7)</sup>梵語<sup>(8)</sup>名<sup>(9)</sup>曼荼羅<sup>(10)</sup>。竜猛菩薩名「秘密語」。且就<sup>(11)</sup>語密真言法教<sup>(12)</sup>顯<sup>(13)</sup>示法曼荼羅心<sup>(14)</sup>者。經云。云何真言法教。謂<sup>(15)</sup>別字門一切諸法本不生故。五字門一切諸法作業不可得故。四字門一切諸法等虛空<sup>(16)</sup>不可得故云々。

これは胎藏曼荼羅の三部に三密を配し、このうち法部の語密について真言とするといい、これを梵語では曼荼羅と名づけると。そして、同じく竜猛は真言を秘密語と名づけるとして、次に語密の真言法教については法曼荼羅の必要を示して『大日經』具縁品所説の別字門以下の字門（字輪・字母）を掲げる。

宗祖が右の二つの撰述において、『大日經疏』の原文と相違して、真言は梵語では曼荼羅というのに對して、古來、先賢はこれに触れることなく、江戸時代になつて淨嚴、覺眼、曇寂らが僅かに言及するのみである。ところで、たとえば、覺眼は「真言等。今、漫怛羅梵語翻「真言」。常漫荼羅梵語翻「輪円具足又壇等是其異也」」というが、これは梵語の漫怛羅と曼荼羅との語義の相違を指摘したにとどまる。

曇寂は「声字実相義私記」で、次のように説く。

因辯<sup>(17)</sup>曼荼羅<sup>(18)</sup>。疏云<sup>(19)</sup>「漫怛羅」。梵字當<sup>(20)</sup>作<sup>(21)</sup>「<sup>(22)</sup>」。

若曼荼羅梵語即<sup>(23)</sup>也。然付法伝中亦出「真言梵名云<sup>(24)</sup>曼荼羅」。此二種梵<sup>(25)</sup>字若約別門一二非<sup>(26)</sup>無<sup>(27)</sup>異。今約<sup>(28)</sup>通故

云「曼荼羅」。例如「心經梵本云「**मण्डल**」<sup>是</sup>即是也。<sup>\*\*\*</sup>

\*原本を見ないと断定できず、出版の場合の手違いといふ事も考へられるが、必ずしなければならない。vajra(金剛)。\*\*同じく「**正しくは**」<sup>正しくは</sup>。\*\*\*正しくは

これは通別二門に約して、別門では両者異なるが、今は通門によるから曼荼羅でよいのだというが、釈然としない見解である。

これまでに発刊された著書では、この『声字実相義』に関するいえば、すべて曼荼羅を漫怛羅と訂正してある。たとえば、梅尾祥雲、那須政隆、勝又俊教、松本照敬等の各先賢の著訳書が例外なしに、そうである。<sup>(8)</sup>

これは、『大日經疏』の通り、真言は漫怛羅であるべきが、何らかの理由で曼荼羅となつたもの、すなわち真言を曼荼羅とするのは誤りという判断を前提とするものである。

然るに、これは訂正する必要がないとするのに、芙蓉良順先生の「真言について」という論文がある。<sup>(9)</sup>先生は筆者の学生時代にも確かに高説を拝聴したことがあり、また「智山勸学会々報」に発表された小論もあるように記憶する。小田慈舟師は一応、訂正しながらも、留保した所見を示され、芙蓉論文を参照せよ、とある。参考までに掲げてみよう。

「○梵<sup>ハ</sup>・曼荼羅」。真言の梵語を曼荼羅 (mandala) とするのは理解し難い、普通は漫怛羅 (mantra) という。いまの訳文は大日經疏第一の「真言とは梵に漫怛羅と曰う。即ち是れ真語如語不妄不異の音なり。龍樹の釈論（大智度論をさす）には之れを秘密号なりと謂う」の一文による」とは文相明らかであるが、その文に漫怛羅というから、曼荼羅は後代の写誤とも考えられる。ただし、『付法伝』の中にも真言の梵名として「曼荼羅」の名字をあげているから写誤とも考えられない。畠寂は私記に「漫怛羅と曼荼羅との二梵語は、別門に約すれば二者相異なきに非ざる

も、今は通に約するが故に曼荼羅と云う」と説明し、密教学研究創刊号に収める芙蓉良順教授の「真言について」の論文に今の問題について論じてあるから参考したらよい。<sup>(1)</sup>

さて、芙蓉論文の要旨は、(一)如來の説法は曼荼羅法教であつて、かつそれは真実不虚であるから「真言」である。したがつて、(曼荼羅法教としての)真言は神呪などの面を表すタントラとは異なる。真言法教は四曼を体とするので、真言の梵語を曼荼羅とする大師の立場が知られる。なお、この場合、「十住心論」に「真言とは且く語密について名を得、若し異なる梵語に拠らば、曼荼羅と名づく、竜猛菩薩は秘密語と名づく」とあるうちで、語密の真言法教というのには、身密真言法教の大曼荼羅、竟密真言法教の三昧耶曼荼羅に対するものというように解されている。

そして、この論文の骨子は五種言説を論証し、五種差別のある真言の解釈の仕方を説いたものである。これを要するに、曼荼羅法教、曼荼羅教としての真言、四曼を体とする真言法教という二点から、真言の梵語つまり真言を梵語で表現するときは曼荼羅であつてよい、とする。

しかしながら、これは宗祖の立場を推考したにすぎないようと思われる。なぜならば、「声字実相義」と「十住心論」との当該文言以外の諸撰述中で『大日經疏』をそのまま引用している箇所の、漫怛羅を梵語とする真言の場合、それは神呪などの一面を表すことになるだろうかという疑惑が残るからである。

因みに、真言の梵語を漫怛羅とする『大日經疏』は前掲の通りであつて、入真言門住心品の「真言」の注解に関わるものである。そして、いうまでもなく、真言はサンスクリット語のマントナ (mantra' 音写語、漫怛羅) の訳語である。

前掲論文における(一)曼荼羅法教、曼荼羅教と漫怛羅とは異なる。(二)曼荼羅を体とする真言法教即真言は曼荼羅という理解は、今ひとつ分かりにくい。

このようなわけで、真言の梵語が曼荼羅であるとするのを是とする芙蓉論文は、説得力が十分でないよう思われる。よつて、この問題の再考を試みたい。

まず、真言を曼荼羅とするのは、前述のように、「声字実相義」、「十住心論」卷第十という宗祖の最も重要な二つの撰述に認められるということである。参考までに、「秘藏記」にも同様な記述がある。<sup>(1)</sup>

このうち、とくに「十住心論」の記述に注目したい。すなわち、各尊に四曼を具するが、仏部—身密、法部—語密、金剛部—心密と三部構成の胎藏曼荼羅において、三部それぞれに三密を配する。そして、「真言は且く語密について名を得」として、真言を梵語で表せば曼荼羅であること、語密の真言法教について法曼荼羅の心要を顯示すると真言法教とは阿字門などの字門などを説く。さらに、宗祖は五種の阿字について法曼荼羅身の事業を説き、陀羅尼形・語輪で表現されるところの法曼荼羅の仏身を明かす。そして、「法門身すでに爾なり。何に況んや余身をや」という。

この法門身というのは、字・印・形の三種秘密身のうちの種子と三昧耶形を法門」というが、ここでは法の一部である法曼荼羅すなわち種子をつかさどる尊形のことである。

ここで、右の「真言法教」と「法曼荼羅」が宗祖の他の諸撰述でどのように説かれているかを窺つてみると、

たい。

まず、真言法教についてみよう。

『十住心論』卷第九の第九住心において『般若理趣經』の一切義成就金剛手菩薩摩訶薩が説く大樂金剛不空三昧耶の心真言々に関連して、「理趣密經」を引用する。すなわち、  
今依此說。一切如來不共真如妙躰恒沙功德皆從此<sub>真</sub>字出生。設顯教皆以真如為諸法<sub>真</sub>性。仏華法華等亦以  
此真如為至極理。今此真言法教以<sub>真</sub>字為一切真如等所依。真如則所生之法。真言則能生之法。真如法<sub>真</sub>體猶從

「此而生。何况能證人乎。能證仏既亦如「此。何況所說法教乎。<sup>(12)</sup>

ここに真言法教は多くの種子で示されるとある。つまり、真言法教とは、心真言のことであることが知られる。

また、「般若心經秘鍵」に、般若波羅蜜多の呪の「四妙明」<sup>(13)</sup>「真言曼荼羅具足輪円行果」と。この場合、真言と曼荼羅とは同格であると解すべきである。

このようにみると、次の漫荼羅法教、漫荼羅教、大漫荼羅法教などは真言法教と同義語であることが理解されなければならない。

『秘密曼荼羅教付法伝』にいう。

如レ是法身智身二種色相平等平等、徧ニ一切衆生界一切非情界。常恒演説真実語如義語曼荼羅法教。(中略)

彼曼荼羅教者。金剛頂瑜伽十万頌經等是也。大日如來普遍常恒雖演説如レ是唯一金剛秘密最上仏乘大漫荼羅法教。<sup>(14)</sup>  
而非機非時不得聽聞信受修行流傳。

これによると、とくに「常恒に真実語・如義語の漫荼羅法教を演説したまふ」とあるように、前述の『声字実相義』の記述に照らして、真実語・如義語すなわち真言は漫荼羅法教である。

次に、語密としての真言(=真言法教)を法曼荼羅とする点について、空海の諸撰述において法曼荼羅がどのよう

に説かれているかを窺つてみると、

『即身成仏義』に『大日經』の「如來發生偈」を引用して、説く。

故大日尊説「如來發生偈」曰

能生<sub>下</sub>隨類形 諸法<sub>与</sub>法相<sub>一</sub> 諸仏子<sub>与</sub>聲聞<sub>一</sub>

救世因縁覺 勤勇菩薩衆上 及人尊亦然

衆生器世界 次第而成立 生住等諸法

常恒如是生。

此偈顯「現何義」。謂表「六大能生」四種法身曼荼羅及三種世間」。謂諸法者心法。法相者色法。復次諸法掌「通名」。法相者顯「差別」。故下句云「諸仏聲聞緣覺菩薩衆生器世間次第而成立」。<sup>(15)</sup>

復次諸法者法曼荼羅。法相者三昧耶身。諸仏乃至衆生者大曼荼羅身。

ここで注目すべきは「如來發生偈」における諸法を心法、法相を色法とし、さらに諸法を法曼荼羅としていることである。

真言を心法において認識することによつて、真言は曼荼羅であるとする空海の一文が『大疏文次第』成就悉地品第七にも認められる。すなわち、

明「真言從「自心」發乃至「淨心」即是曼荼羅」等文。<sup>(16)</sup>

さらに「即身成仏義」において即身成仏頌のうちの「四種曼荼（羅）各々離れず」を注解して、次のようにある。

四種曼荼羅各不離者。大日經説。一切如來有「三種秘密身」。謂字・印・形像。字者法曼荼羅。印謂種々幖幟即三昧耶曼荼羅。形者相好具足身即大曼荼羅。此三種身各々具「威儀事業」。是名「羯磨曼荼羅」。是四種曼荼羅。若依「金剛頂經說」。四種曼荼羅者。一大曼荼羅。謂一「仏菩薩相好身」。又似「五相」成「本尊瑜珈」。又名「大智印」。二三昧耶曼荼羅。即所持幖幟刀劍輪宝金剛蓮華等類是也。若画其像亦是也。又以三手和合金剛縛癡生成レ印是。亦名三昧耶智印。三法曼荼羅。本尊種子真言。若其種子字各々書「本位」是。又法身三摩地及一切契經文義等皆是。亦名「法智印」。四羯磨曼荼羅即諸仏菩薩等種々威儀事業。若鑄若捏等亦是。亦名「羯磨智印」。

如レ是四種曼荼四種智印其數無量。一々量同「虛空」。彼不レ離レ此此不レ離レ彼。猶レ空光無碍不レ逆。故云「四種曼荼(羅)各々不離」。不離即是即義。<sup>(17)</sup>

これによると、『大日經』にいう二種秘密身すなわち字・印・形像について字は法曼荼羅であることを説き、『金剛頂經』説で四種曼荼羅のそれぞれのうちで法曼荼羅は本尊の種子真言であつて、その種子の字を各々曼荼羅の各位に書くのがそれである、とする。そして、また法身の三摩地及び一切の契經の文義などはみな法曼荼羅といい、またそれを法智印というとある。

ここで、法曼荼羅には①種子真言、②法身の三摩地、③契經の文義の三義があると総括するのは、注意すべきである。

そこで、まず、法曼荼羅について実際に他の撰述について検証してみよう。

真言・種子などを法曼荼羅とするもの。

『法華經開題』（開示茲大乘經）

「開示茲大乘經略有四意。所謂大・三・法・羯。大者大日及四仏乃至外金剛部諸尊相好身。三者所持標幟。法者真言及一切声名句等。羯者諸尊種々威儀事業。」<sup>(18)</sup>

次に種子・陀羅尼形・語輪などを法曼荼羅身であるとするもの。

『十住心論』卷十

「又五種阿字即是正等覺心。即從此字出声說法。即是說者即是聽者。即是法曼荼羅身之仏事業也。陀羅尼形及語輪者即明「法曼荼羅身」。法門身既爾。何況余身。」<sup>(19)</sup>

次に真言種子・三摩地門は法曼荼羅身であるとするもの。

『理趣經開題』（夫生死之河）

「次法者是經有二十七品」。品終一字真言種子及各々三摩地門名「法曼荼羅身」<sup>(20)</sup>。

『般若心經秘鍵』に經題を釈するうちに、

「トダガハサムダガヨリニテイヒスモリカ（中略）若以「總義」說皆具「入法喻」。斯則大般若波羅蜜多菩薩之名。即是人。此

菩薩具「法曼荼羅真言三摩地門」。一々字即法此一々名皆以「世間淺名」表「法性深号」即是喻。<sup>(21)</sup>」

真言種子・三摩地は法曼荼羅である。

『理趣經開題』（夫生死之河）

「今釈「此經略有三四意」。所謂大・三・法・羯是。大者說聽二能人。三所持標示所謂金剛蓮花等。法諸尊種子三摩地等法門。羯諸尊種々威儀事業尊是也。<sup>(22)</sup>」

『教王經開題』

「今釈「斯經略有三四意」。所謂大三法羯是也。大者說聽二能人。三者所謂標幟是也。法者諸尊種子及三摩地等法門。羯者諸尊種々威儀事業尊是也。<sup>(23)</sup>」

同じく『教王經開題』に、

「此十八会各各說三十七尊四種曼荼羅」。尊各々有「真言種子及三摩地門」。此名「法曼荼羅」<sup>(24)</sup>。

次に契經・真言は、法曼荼羅であるとするもの。

『十住心論』卷十八

「法華經及余觀音部經等。皆是觀自在菩薩法曼荼羅。以「ノ一字真言」悉攝盡也。<sup>(25)</sup>」

次に契經は法曼荼羅であるとするもの。

『金剛般若波羅蜜經開題』

「經者通三四種」。四種法身各々具「法曼荼羅」故。<sup>26</sup>

『大日經開題』（闕以受自樂）

此經總有三本。一法爾常恒本諸仏法曼荼羅是也。二分流広本。竜猛所誦伝二十万頌經是也。三略本。有三千余頌<sup>27</sup>。

『法華經開題』（開示茲大乘經）

「所謂梵名薩達磨<sup>28</sup>、奔<sup>29</sup>荼利<sup>30</sup>迦<sup>31</sup>素<sup>32</sup>多者。是則攝一部法曼荼羅」。擎諸尊秘密之号<sup>33</sup>。」

『法華經開題』（弟子正五位）

「經<sup>34</sup>如是<sup>35</sup>我<sup>36</sup>聞<sup>37</sup>一時<sup>38</sup>諸<sup>39</sup>佛<sup>40</sup>住<sup>41</sup>王舍<sup>42</sup>城<sup>43</sup>耆闍<sup>44</sup>崛<sup>45</sup>山中。古德<sup>46</sup>訖<sup>47</sup>經必分三段」。是則淺略門之意。今意一々句々一々文々、皆是諸尊法曼荼羅身。法然而有無人造作<sup>48</sup>。」

『性靈集』卷八の「講演仏經報四恩德表白」に、「奉造<sup>49</sup>五十五之大曼荼<sup>50</sup>〔羅〕如來」。書寫十一部之達磨曼荼羅<sup>51</sup>。」

同じく、「大夫笠左衛佐為亡室造大日楨像願文」に、

「謹以天長四年五月二十二日。為<sup>52</sup>濟<sup>53</sup>梵靈<sup>54</sup>。奉<sup>55</sup>國<sup>56</sup>大日一部曼荼羅一鋪五幅<sup>57</sup>。并寫<sup>58</sup>広眼法曼荼羅一部七卷云々。」

『法華經釈』に、

『又約四種曼荼羅釈者。妙法蓮華經觀世音菩薩普門品者。妙法者又名正法。即法曼荼羅身<sup>59</sup>。』

『梵網經開題』に、

「拏<sup>60</sup>真梵名。曰<sup>61</sup>。」<sup>62</sup>。翻漢曰<sup>63</sup>。梵網經盧舍那仏說菩薩心

地品……經者貫線。經此綸。攝持義。即是此天（＝梵天王）法曼荼羅身。<sup>(33)</sup>」

契經は三摩地法曼荼羅（身）であるとするもの。

『十住心論』卷第七に、

「大般若等。顯諸〔法〕空無相等一經。皆是文殊師利菩薩三摩地法曼荼羅。<sup>(34)</sup>」

『梵網經開題』に、

「今竟者。一切經法皆是一々仏菩薩等三摩地法曼荼羅身也。此經梵本有「十万頌」。所翻三百卷。是則金剛頂瑜伽經（一本）十萬頌是。故大廣智三藏説。梵網經者是金剛頂淺略之分云々。<sup>(35)</sup>」

この他、偽書における法曼荼羅の意味も、右の諸撰述の場合と同工異曲である。<sup>(36)</sup>

以上、これを要するに（1）真言・種子（2）（法身並びに真言行者）の三摩地（3）契經は、すべて法曼荼羅に含意される。

造型化された法曼荼羅はいうまでもなく種子曼荼羅の呼称もあるように尊形の代りに、それぞれの諸尊の種子が書かれてある。しかし、拡大解釈すれば、種子のみならず諸真言も含まれることは、すでにみたとおりである。また、契經をも法曼荼羅とする。

これらは、法（dharma）を広義の言語と解すれば、当然のことと首肯されよう。

初期仏教のdhammaの概念をガイガー博士が分類して、（1）規範、法則（2）真理（3）教え（4）存在するものとしたことは夙に知られている。このうち、（2）（3）を合わせて真理の教えという意味がある。真理の教えからすれば、そ

れを記録した契經、あるいは、密教における種子、真言をも含めるといふの、真理を表現した言語一般という概念が容易に得られる。

といふにでも、さきにもみたように、法を心法と解するならば、——「如來發生偈」参照。」の際、心法に対する色法は法相に当つてはめられる——その場合、三摩地は心法であり、したがつて、それを法曼荼羅に配する」とが理解される。

さて、真言がmantraの記語である点からすれば『大疏』に説くとおりに真言は漫怛羅であつて然るべきである。しかし、真言、種子、契經、さうには三摩地を包摵するのが法曼荼羅であるから、真言を法曼荼羅とする曼荼羅解釈からすれば、「真言は曼荼羅である」とするのは極めて妥当だといわなければならない。

空海の『請來自錄』に曼荼羅を解説して いう。

「法本無、言非、言不、顯。真如絕、色待、色乃悟。<sup>(37)</sup>」

これによれば曼荼羅は真理の造型化であり、殊に法を広義の言語と解するとき、法曼荼羅はまさしく言語曼荼羅である。したがつて、直言を真理の言語的表現とみると、真言は曼荼羅であるといわなければならない。すなわち、〔〕真言とは漫怛羅であるとするのは『大日經疏』の引用箇所だけであつて、しかも空海のコメントの後文がない場合に限る。例外はひとつもない。

〔〕真言とは曼荼羅であると断わる場合には、後文において、真言は法曼荼羅を指すのであつて、それは具体的には字輪(cakrāksara)・字母(mātrikā)であり(『声字実相義』)、四十一字門(akṣara)をさす(『十住心論』)場合である。

字・印・形をそれぞれ曼荼羅に配するとい、周知のように字(akṣara)は法曼荼羅、印(mudrā)は三昧耶曼荼羅、

形（像）は大曼荼羅である。したがつて、如上の曼荼羅觀からすれば、「十住心論」と「声字実相義」とにおいて、とくに「真言は曼荼羅である」と定規づけた意図が理解されるのであって、この箇所の曼荼羅を漫怛羅に改める必要はないという結論を提示して擲筆する。

## 注

- (1) 大正、三九・五七九頁中。文中、真言=漫怛羅の語に真語・如語・不妄・不異の意味があるとするのは、注(4)に指摘するように、羅什訳『金剛般若經』にもとづくと思われる。
- (2) 「声字実相義」(弘全、一・五二五・五二六頁)。『十住心論』卷第十(弘全、一・三九八頁)、『大日經開題』(衆生狂迷) (弘全、一・六四九頁)、『大日經開題』(欠文、閑以受自樂) (弘全、一・六八八頁)、『大日經開題』(隆崇頂不見) (弘全、一・六七二頁)、『守護經疏』卷下(弘全、四・三三八頁)。
- (3) 「大日經疏要文記」(弘全、一・五六九頁、六〇三頁)。
- (4) 弘全、一・五二五・五二六頁。なお、勝又俊教『弘法大師著作集』第一巻六七頁注(4)では、文中の漫怛羅について「曼荼羅。真言、如義語などと訳す」とある。また、五種差別については「相・夢・妄執・無始・如義の五種言説をいう。入楞伽經卷三(大正藏一六・五三〇・下)釈摩訶衍論卷二(大正藏三二・六〇五・下)」とある。本文中の經

は羅什訳『金剛般若波羅蜜經』(大正、八・七五〇頁中)で、その引用が真語者以下であるから、「訳者取五中一種翻耳」はそれらのうちの真語をとつて真言とするとの意である。然るに『入楞伽經』の五種言説は真言の語義としては不適当であるが、なぜか、この箇所の典拠として『入楞伽經』の五種言説を挙げるのが慣例になつてゐる。神林隆淨訳『國訳一切經(大疏)』九頁注(16)では「龍樹は秘密語と名づく」について釈論は大智度論であるとして、大正一二五・三三下(三三六の誤植か)とする。国訳改訂版も同じ。松本照敬訳『声字実相義』(弘法大師空海全集)第一巻、二九六頁注(4)の五種言説は勝又説と同じ。なお、曼荼羅については注で「マントラ(mantra)の音訳」とするがよくない。吉田宏哲訳『大日經開題(衆生狂造)』(弘法大師空海全集)第三巻、四六頁注(29)も同じく、大智度論(大正一二五・三三六頁中)の取意とする。なお、実際に『釈摩訶衍論』(大正、三二・六〇五下・六〇六上)をみると、五種言説と二種名字についての偈頌があり、その長行釈で『入楞伽經』の五種言説を引用するが、これは真言の語義とは無関係で

- (5) 弘全一・三九八頁。ある。
- (6) 「智山全書」三卷、上段二三丁裏。
- (7) 「真言宗全書」第一四、二九八—二九九頁。
- (8) 梅尾祥雲「現代語の十巻章と解説」一二三一頁（昭和五十一年一月、高野山出版社刊）—「現代語の三部書と解説」（昭和二十四年十一月、高野山出版社刊）の新版—には漫怛羅（mantra）という、と。また那須政隆「即身成仏義声字実相義吽字義」二五頁（昭和四十一年七月、真言宗智山派宗務序刊）の脚注には「曼荼羅、漫怛羅mantraの誤であろう」とある。勝又、松本などは前掲のとおり。
- (9) 「真言について」一七~三〇頁（昭和四十四年三月「密教学研究」創刊号所収）。
- (10) 「十巻章講說」上巻。二一〇~二一一頁（昭和五十九年五月刊、高野山出版社）。
- (11) 弘全、二・二三頁「今持此陀羅尼一人能発神通一除災患与三禁法相似是故曰咒。密語者凡夫一乘不能知曰密語。真言者如來言真實無虛妄故曰真言。然皆是學三辯所名也。以曼荼羅為真言名耳。言曼荼羅一者梵語訛漢語欵。梵語非漢語。以曼荼羅翻漢語何云耶。曼荼羅含衆多義。依無二相當者翻訳家不翻耳。」
- (12) 弘全、一・三八九頁。
- (13) 弘全、一・五六一頁。
- (14) 弘全、一・三頁。同文が「真言付法伝」（弘全、一・五一頁）にある。
- (15) 弘全、一・五〇九~五一〇頁。
- (16) 弘全、一・五八〇頁。
- (17) 弘全、一・五一二~五一三頁。
- (18) 弘全、一・七五六頁。
- (19) 弘全、一・四〇〇頁。
- (20) 弘全、一・七二八頁。
- (21) 弘全、一・五五六頁。
- (22) 弘全、一・七二六頁。
- (23) 弘全、一・七一六頁。
- (24) 弘全、一・七一九頁。
- (25) 弘全、一・三六六頁。
- (26) 弘全、一・八四四頁。
- (27) 弘全、一・六八八頁。
- (28) 弘全、一・七六二頁。
- (29) 弘全、一・八〇二頁。「梵網經開題」（弘全、一・八一六頁）に同文がある。
- (30) 弘全、三・五〇五~五〇六頁。「教王經開題」（弘全、一・七一三頁）にも同文がある。
- (31) 弘全、三・四九二頁。ここにいう広眼法曼荼羅とは「大日經」をさす。
- (32) 弘全、一・七八七頁。

- (33) 弘全、一・八一一頁。
- (34) 弘全、一・三四五頁。
- (35) 弘全、一・八一二頁。
- (36) 法曼荼羅について、「秘藏記」(弘全、二・一〇一頁)に法曼荼羅は種子で、(種子には)法身軌持の意味があるとする。軌持は仏教で一般に法を定規する場合に用いるもので、dharmaの語義にもとづくもの。「俱舍論」で任持自性・軌生物解とあるのに同じ。
- 同じく「秘藏記」(弘全、二・四八～四九頁)には「即身成仏義」における空海の法と法相の理解を受けて、諸法は法曼荼羅、法相は三昧耶曼荼羅とする。「異本即身仏成仏義」(弘全、四・一四頁)も同様である。
- 偽書にも、空海の法曼荼羅の理解が示される。たとえば、諸尊の種子字(種字)は法曼荼羅であるとする。「異本即身成仏義(三)」(弘全四、二二頁)、諸尊の種子字には軌持軌則の意味があるから、それは法曼荼羅である。「異本即身成仏義(四)」(弘全、四・四一頁)、「異本即身成仏義(五)」(弘全、四・六三頁)、「四曼義」(弘全、四・二五三頁)、法曼荼羅は如来身中にある。「四種曼荼羅義口決」(弘全、四・五五二頁、二六二頁、二六七頁)、「四曼義」(弘全、四・五六頁)など。
- (37) 弘全、一・九五頁。  
(追記)

脱稿後に稻谷祐宣氏より森田龍僊著『即身成仏の觀行』(昭和十六年八月、高野山大学出版部刊)に「真言の梵語」の一節(三二～三六頁)があることの教示をいただいた。

そこに真言の梵語は漫怛羅か曼荼羅かの問題が取りあげられている。明覺、淨嚴、慈雲らの先徳の所説の紹介があるが、今ここで有用なのは、慈雲の『両部曼荼羅隨聞記』(『全集』第八、八九～九一頁)の説である。要約すると、次のとおりである。

まず、慈雲は発音上マンダラとマントラとは区別すべきことを梵字に即して述べる。

次に大師が『秘藏記』に「曼荼羅為真言名耳」というのは、しばらく広義の曼荼羅の語をかりて狭い漫怛羅の意味を注解するにある。したがって同記に「問 秘密以レ何為体宗用ニ耶。答、以ニ曼荼羅為レ体、以ニ三三昧耶為レ宗、以ニ方便為レ用」とあるから、曼荼羅は根本總体であつて、これによつて真言といふはたらきを积すことは当然である、と。そして十住心論(十)や声字義に真言の梵語を曼荼羅につくるが如きは大師にして真言と輪円との梵語を誤るなどありうべきことでないから、これは漫怛羅に対する後人の写誤であると、いう、と。

これが慈雲説である。これに対しても森田師は「大疏によりながらも、かの漫怛羅をわざと曼荼羅にかうるが如きは注意すべき点である。性寂の秘密儀軌隨聞記には、およそ前記の釈文はみな後人の写誤なりといつてゐるのも、後人がいづれもみな写誤せりということはうけとれぬ説である。(中略)余は後人の写

誤なりという慈雲説もいささか不審ないではない」として、次  
のような見解を提示する。

「今案するに、秘藏記に「曼荼羅者謂三密円満具足義」とあるから、  
曼荼羅は単なる語密真言の漫怛羅に望むればその義がひろ  
い。しかしにまた漫怛羅には真語・如語等の五義を有して語中  
の円満具足なるものである。よつて漫怛羅の多含なるを釈すべ  
く、より以上多含なる曼荼羅にうつして釈したものとの慈雲説  
はここにいたつて傾聽すべきものなりと思う。」

これによると、漫怛羅は五義を有し語中の円満具足なるもの  
だから（輪円具足の）曼荼羅である、すなわち真言は曼荼羅で  
あるという所説である。

慈雲、惟寂は誤写説である。慈雲説には自家撞着があるが、  
森田説も牽強附会である。理由は前述のとおりで、これでは「十  
住心論」と「声字実相義」とにおいてのみ、なぜ漫怛羅が曼荼  
羅となつているかについての解答にはなつていなからである。

（一九九三年二月十五日識之）